

事務連絡
令和8年8月3日

各都道府県担当部局長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）

令和8年熊本地震に係る罹災証明書の迅速な交付に向けた留意事項等について

罹災証明書は、被災者支援の判断材料として幅広く活用されており、迅速な生活再建のためにも、遅滞なく交付されることが極めて重要です。

被災した住家に係る被害認定調査の実施方法等については、従来、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」、「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」等において示してきたところですが、今般の令和8年熊本地震では、各地で甚大な住家被害が発生していることから、罹災証明書がより迅速に交付されるための留意事項等を下記のとおり取りまとめました。

貴職におかれましては、管内市町村が罹災証明書の交付事務を円滑に遂行できるよう、庁内関係部局及び管内市町村に対して周知方よろしくお願いいたします。

記

1. 申請に係る添付書類の柔軟化

罹災証明書の申請に際して、被災者に過度な負担をかけないようにする観点から、自己判定方式^(※)による場合以外は、写真等の添付・提示がなくとも申請可能としていただきますようお願いいたします。

(※) 自己判定方式とは、「準半壊に至らない（一部損壊）」の被害であることについて被災者が合意する場合に、被災者が撮影した写真に基づき被害区分を判定する方式（現地での被害認定調査は省略）を指す

なお、自己判定方式による場合以外でも、申請時に住家の写真等の添付があった場合や応急危険度判定において撮影された写真を入手できた場合等には、当該写真等を有効活用することで、現地での被害認定調査を経ることなく被害区分を判定することも可能であることから、こうした簡素化措置は積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

また、申請時の本人確認に際し、身分証明書を紛失してしまった被災者に対しては、本人しかりえない事実を口頭で確認するなどをもって柔軟にご対応いただくとともに、これらの旨を被災者にわかりやすく広報いただきますようお願いいたします（別紙参照）。

2. 罹災証明コーディネーターの派遣要請

内閣府では、過去の災害において、被害認定調査の実施計画策定等の罹災証明事務に係るマ

ネジメントを経験し、都道府県又は市区町村が推薦する者を「罹災証明コーディネーター」として、本日までに 37 名登録しています。より円滑に罹災証明事務を進めるためには、災害対応経験のある職員にご協力いただくことも非常に有効と考えられることから、積極的に派遣要請をご検討いただきますようお願いいたします。

3. 行政書士や不動産鑑定士等の派遣要請

内閣府では、災害時に被災自治体へ行政書士や不動産鑑定士等の派遣要請ができるよう、日本行政書士会連合会や日本不動産鑑定士協会連合会等と協定を締結しています。例えば、罹災証明書の申請受付、相談窓口の開設等について行政書士の協力が得られれば、申請に係る被災者の負担軽減を図ることができ、被害認定調査について不動産鑑定士の協力が得られれば、調査及び判定に係る調査員の負担軽減を図ることができることから、積極的に派遣要請をご検討いただきますようお願いいたします。

4. 一律的な被害認定調査の実施

甚大な被害が発生した地区については、当該地区内に所在する住家を対象に、一律に被害認定調査を実施することが効率的であると考えられる場合もあります。

被災者による罹災証明書の交付申請前であっても被害認定調査に着手することは可能であることから、そうした対応も積極的にご検討いただくようお願いいたします。

(参考)

○災害に係る住家の被害認定基準運用指針

https://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/r605shishin_all.pdf

○災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き

https://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/r705saigai_tebiki_full.pdf

問い合わせ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者生活再建担当）付 天舛、米戸、富田、杉本

Tel 03-3502-6989 Fax 03-3502-6034

Mail hiraku.amakusa.s9v@cao.go.jp

sumika.yoneto.f8n@cao.go.jp

shusuke.tomita.e3m@cao.go.jp

yukari.sugimoto.z3e@cao.go.jp

■罹災証明書申請時の添付書類に係る被災者への案内文例について

【写真について】

① 「自己判定方式」による場合

「自己判定方式」とは、住家の被害が軽微であり、「準半壊に至らない（一部損壊）」として罹災証明書を交付されることに合意いただける場合、調査員による現地調査を行わず、申請時に添付いただいた被害箇所を撮影した写真をもとに判定を行う方法です。現地調査を省略できるため、比較的早期に罹災証明書の交付を受けることができます。

「自己判定方式」による判定を希望する場合、申請時に以下すべての写真を添付ください。

- ・住家全体の写真（可能な限り4方向すべて）
- ・損傷を受けた部位の写真

② 「自己判定方式」によらない場合

被災した住家の写真がなくても申請は可能ですが、写真を添付いただくことで、より迅速かつ的確な判定につながる場合があります。

写真を添付いただく際は、住家全体の写真、損傷を受けた部位の写真のほか、当該写真に示された住家が申請者の居住家屋であることがわかるよう、表札を含む住家の写真の添付をお願いします。

【身分証明書について】

身分証明書を紛失してしまった場合につきましては、申請窓口まで個別にご相談ください。